

## 議案第24号

### 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

幕別町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年条例第22号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （勤務時間、休日、休暇等）

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

#### （職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか教育委員会が定める場合

#### （委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下

「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)については、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、適用しない。

- 3 前項の場合においては、この条例による改正前の幕別町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。